

平成23年4月12日
福岡地方裁判所

福岡地方裁判所における新型インフルエンザ（H5N1等）対応
業務継続基本計画

第1 目的

強毒性の新型インフルエンザ（H5N1等）発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制して健康被害を最小限にとどめつつ、社会・経済を破壊的に至らせないことが必要であり、裁判所においては、国民の権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現その他の裁判所の機能を最低限維持することが求められる。

そこで、強毒性のインフルエンザ（H5N1等）発生時においても、想定される社会・経済の状況に応じて、裁判所が求められる最低限の機能を維持し必要な業務を継続できるように適切な対策を講ずるため、この計画を策定する。

なお、この計画の内容は、原則として、最高裁判所が平成22年11月2日付で策定した「新型インフルエンザ（H5N1等）対応業務継続計画」に依拠した。

第2 基本方針

1 全序的な協力態勢の構築

この基本計画の実施のためには、全序的な協力態勢が必要である。裁判官を含む職員に、理解と協力を求ることとする。

2 強毒性新型インフルエンザ対策本部の設置（第3基本計画の1）

「強毒性新型インフルエンザ対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、強毒性新型インフルエンザの感染拡大の可能な限りの抑制や最低限の業務継続等について、状況に応じた適切な対策を講じることとする。

3 業務の分類等及びその必要人員の整理（第3基本計画の4）

強毒性の新型インフルエンザ発生時において、裁判所の利用者や職員の生命・健康を守りつつ、最低限の機能を維持するため、強毒性の新型インフルエンザ発生時にも継続が必要な業務を絞り込み、人的資源を集中させるとともに、感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断する。

そこで、業務を「発生時継続業務」（新型インフルエンザ対策に関する業務と最低限の機能を維持するために必要な業務（「一般継続業務」））と「発生時継続業務以外の業務」に分類し、「発生時継続業務以外の業務」には優先順位を定める。

その上で、強毒性の新型インフルエンザ発生時において発生時継続業務を適切に継続できるよう、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員の代替要員として確保することなどにより、必要な人員等を確保する。

4 人員計画の策定

発生時継続業務を適切に継続するために必要な人員を確保するための人員計画を策定する。この人員計画は、発生時継続業務を適切に継続するために必要な人員を算出した上で、強毒性新型インフルエンザ発生時に出勤困難となる可能性のある職員等を

考慮して策定する。

なお、人員計画を策定するに当たっては、強毒性新型インフルエンザ発生時における人事制度上の取扱いについても考慮する必要があるところ、現段階においては、政府等の方針が明確に示されていないことから、可能な範囲で準備をすることとし、人員計画を策定する際に必要となる情報を整理しておく。

5 各部課室・支部・簡裁等の各組織単位における執務態勢の確保

(1) 指揮命令系統の確保

強毒性新型インフルエンザ発生時において、業務上の意思決定機能を維持するため、各部課室・支部・簡裁等の各組織単位において、権限者の罹患に備え、複数の代行者とそれらの順位を定める。

(2) 応援態勢の策定

発生時継続業務以外の業務を円滑に縮小し、発生時継続業務を適切に継続するため、各部課室・支部・簡裁等の各組織単位において、人員計画を踏まえて、応援態勢の概要計画をあらかじめ策定する。

なお、現段階においては、未だ人員計画が策定されていないことから、各部課室・支部・簡裁等の各組織単位において、応援態勢の概要計画の策定に向けて必要な準備を進めておくこととする。

6 支部・独立簡裁の支援（第3基本計画の5）

強毒性新型インフルエンザの罹患者が同時に複数出た場合には発生時継続業務の継続が困難となることが想定される小規模庁においても、裁判所を開庁することが原則となる。

各組織単位限りでの応援態勢の調整に困難を伴う比較的小規模な支部・独立簡裁に對しては、本庁及び他の支部からの支援（てん補）等が必要となるところ、強毒性新型インフルエンザ発生時においては感染拡大を可能な限り抑制する必要があることを踏まえ、比較的小規模な支部・独立簡裁への支援は、発生時継続業務の適切な継続のために必要な範囲に限ることとする。したがって、発生時継続業務以外の業務については、比較的小規模な支部・独立簡裁限りでは継続できなくなった場合、他庁からの支援は行わず、中断することとする。

7 限られた人的態勢に応じた柔軟な事務フローの検討

各部門において、強毒性新型インフルエンザ発生時における限られた人的態勢の下で、発生時継続業務以外の業務を円滑に縮小し、発生時継続業務を適切に継続するため、柔軟な事務フローを検討する。

8 所長による応急措置

強毒性新型インフルエンザ対策を迅速かつ柔軟に実行するために、必要に応じて裁判官会議規則第15条に定める所長による応急の措置を講ずる。

第3 基本計画

1 対策本部

(1) 役割

強毒性新型インフルエンザ対策本部は、強毒性新型インフルエンザについて、感染拡大の可能な限りの抑制及び最低限の業務継続等のための基本計画を策定し、

また、各種対策の発動時期の決定、通常の執務態勢への復帰時期の決定等に必要な情報を収集する。

(2) 構成員

対策本部の構成員は、所長、所長代行（民事）、所長代行（刑事）、飯塚支部長、久留米支部長、小倉支部長、福岡簡裁司掌者、事務局長、民事・刑事各首席書記官、福岡簡裁首席書記官、福岡第一検察審査会事務局長とする。

(3) 設置時期

政府の新型インフルエンザ対策本部が第一段階（海外発生期）を宣言したときに、速やかに設置する。

2 各種施策の実行

1 の(1)の基本計画に基づく各種施策については、5 の(1)によるほか、日常の司法行政事務として処理する。

3 情報連絡態勢

情報連絡態勢は、別紙第1「情報連絡態勢図」のとおりとする。

なお、管内からの第一報は、人事課長が受けるものとする。その後の情報収集及び支援態勢の構築等に関する管内の連絡調整は、欠員の生じた職員の担当業務を主管する本庁の各部課室（窓口は、課にあっては課長補佐、裁判部にあっては訟廷管理官とする。）が行う。

4 業務の分類等及びその必要人員の整理

(1) 業務の分類等

発生時継続業務と発生時継続業務以外の業務との分類、発生時継続業務以外の業務における優先順位は、別紙第2「業務の分類等」のとおりとする。

(2) 発生時継続業務の必要人員の整理

発生時継続業務を適切に継続するために必要な人員を別紙第3のとおり整理する。

5 支部・独立簡裁に対する支援

(1) 裁判官のてん補

ア　支部裁判官のてん補については、原則として、「平成23年度福岡地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判事務の分配等」の代理順序に関する規定、簡裁裁判官については、「裁判官の職務代行について」に基づいて実施する。

イ　上記の規定による対応が困難な場合には、裁判官会議規則第15条に定める所長による応急の措置により、迅速かつ柔軟にてん補を実施する。

ウ　イの措置を執る場合、所長は、対策本部の裁判官構成員、支援が必要な支部及び支援態勢を構築するための協力を得る必要のある支部長の意見を聴取する。

(2) 一般職員の応援態勢

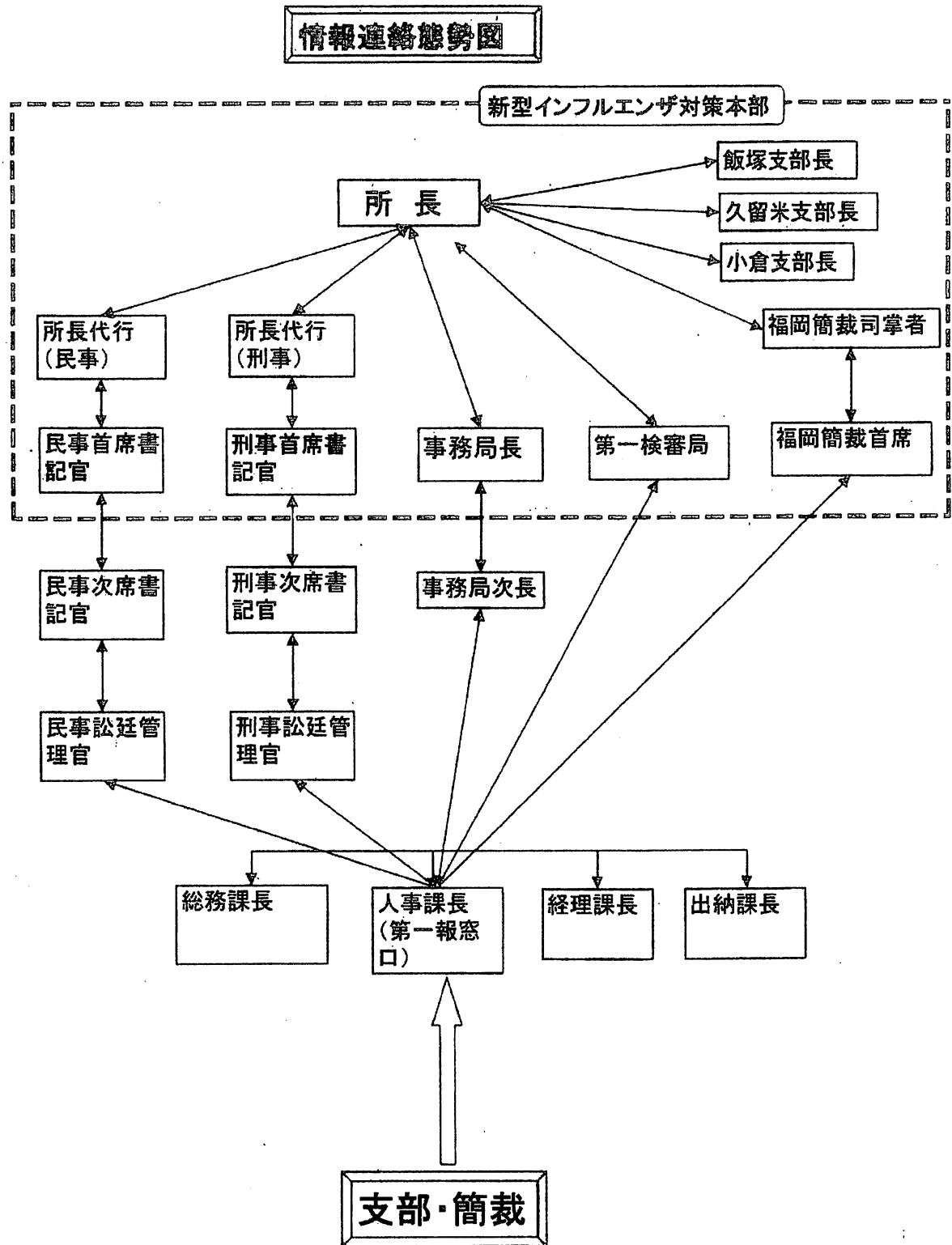
一般職員の応援態勢については、原則として、別紙第4「ブロック構成図」のとおり、各ブロック内での応援、本庁による支援等を実情に応じて、柔軟かつ迅速に実施する。

なお、ブロック内での支援を検討する場合は、福岡地区は本庁が、北九州地区は小倉支部が、筑豊地区は飯塚支部が、筑後地区は久留米支部がそれぞれ中心となって、対策本部の意見を踏まえつつ、具体的措置を執る。

おって、強毒性新型インフルエンザの流行地域が特定の地区に偏在している場合など、ブロック構成図に基づく応援や支援が困難なときは、対策本部において、別途、柔軟な具体的措置を検討する。

(別紙第1)

福岡地方裁判所



(別紙第2)

業務の分類等

	民事	刑事	総務	経理	出納	資料	人事	検査		
一般 継続 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) ・DV事件に関する事務 ・人身保護に関する事務 <p>・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令、決定がなされている事件)に関する事務 	<p>・文書の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な範囲内での次の事務 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">外部機関対応 広報事務のうち報道対応、当事者対応</td> <td style="width: 50%;">庁舎管理業務(守衛、清掃) 設備等の保守、修繕業務 物品等の調達業務</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・当直に関する事務 ・法廷及び庁舎の警備事務 ・ネットワーク環境の管理・保守事務 <ul style="list-style-type: none"> ・契約(締結済みのもの)に基づく支払事務 	外部機関対応 広報事務のうち報道対応、当事者対応	庁舎管理業務(守衛、清掃) 設備等の保守、修繕業務 物品等の調達業務		<ul style="list-style-type: none"> ・保管金受払業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・広報事務(事件関係の報道対応等)
外部機関対応 広報事務のうち報道対応、当事者対応	庁舎管理業務(守衛、清掃) 設備等の保守、修繕業務 物品等の調達業務									
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する事務(上記以外のもの) ・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの) ・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの) <p>・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務 ・略式手続に関する事務 	<p>・裁判部の第1順位の業務を継続するために必要な範囲内での次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関対応 広報事務のうち報道対応、当事者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理業務(守衛、清掃) 設備等の保守、修繕業務 物品等の調達業務 		<ul style="list-style-type: none"> ・給与・委員手当等の支払業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与事務 			
発生時 継続 業務 以外 の業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟に関する事務 ・督促手続に関する事務 ・民事調停に関する事務 ・執行に関する事務(上記以外のもの) ・倒産に関する事務(上記以外のもの) ・その他の民事事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事務 ・その他刑事事件に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令、決定がなされていない事件)に関する事務 	<p>・裁判部の第2順位の業務を継続するために必要な範囲内での次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関対応 広報事務のうち報道対応、当事者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理業務(守衛、清掃) 設備等の保守、修繕業務 物品等の調達業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・栄典関係事務(委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄典関係事務(裁判官・職員) ・検察審査会に関する事務(上記を除く。公訴時効の切迫等緊急性が高い場合、第1順位を検討する。) 		
第3順位			<p>・上記のいずれにも該当しない事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (庁舎管理業務(守衛、清掃)、庁用車運転業務、設備等の保守、修繕業務、物品等の調達業務、宿舎事務など) 	<ul style="list-style-type: none"> (歳入事務における徴収済額報告(アダムス処理)、証明責任者による会計検査院への計算書送付(電子文書交換システム処理等)など) 	<ul style="list-style-type: none"> (統計報告事務(定期報告分)、合同書庫受付事務など) 					

◎ 本庁の発生時継続業務及び必要人員

○ 事件部

【民事部】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員			
		保全	DV	人身保護	訟廷
裁判官	30人	1人	2人	—	—
書記官	100人	—	3人	—	2人
事務官	20人	—	0人	—	1人

【刑事部】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員		
		令状	公判部	訟廷
裁判官	14人	2人	1人	—
書記官	32人	—	4人	—
事務官	14人	—	1人	—

○ 事務局

【総務課】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員					
		文書受付	外部対応	報道・当事者対応	当直関係	法廷等警備	ネットワーク管理等
裁判官	—	—	—	—	—	—	—
書記官	—	—	—	—	—	—	—
事務官	18人	—	—	—	—	—	4人

【経理課】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員				
		設備保守	物品調達修繕	支払事務	庁舎管理	—
裁判官	—	—	—	—	—	—
書記官	—	—	—	—	—	—
事務官	26人	2人	3人	1人	1人	—

【出納課】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員		
		保管金受払	—	—
裁判官	—	—	—	—
書記官	—	—	—	—
事務官	14人	2人(うち1人は出納官吏又は代理)	—	—

○ 検察審査会

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員		
		広報事務	—	—
裁判官	—	—	—	—
書記官	—	—	—	—
事務官	6人	2人	—	—

○ 福岡簡裁

	発生時継続業務及び必要人員		
現在人員	保全	令状	
裁判官	28人	1人	1人
書記官	76人	1人	1人
事務官	27人	0人	0人

● 飯塚支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

○ 事件部

【民事関係】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員			
		保全	DV	人身保護	訟廷
判事等	3人		1人		-
簡裁判事	1人	1人		-	
書記官	15人			1人	
事務官	11人			0人	

【刑事関係】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員		
		令状	公判部	訟廷
判事等		1人		-
簡裁判事		-	1人	-
書記官			1人	
事務官			0人	

○ 事務局

【庶務課】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員		
		文書受付	当直準備	保管金受払
裁判官			-	
書記官			-	
事務官		2人(うち1人は出納管理又は代理)		

○ 検察審査会

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員		
裁判官		-		
書記官		-		
事務官		1人		

◎ 久留米支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

○ 事件部

【久留米支部】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員				
		保全	DV	人身保護	令状	訟廷
裁判官	6人	1人		1人		-
書記官	17人		1人		1人	1人
事務官	7人			1人		

【久留米簡裁】

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員		
		保全	令状	訟廷
簡裁判事	2人	1人		-
書記官	6人		1人	
事務官	3人		1人	

○ 事務局

【庶務課】

	発生時継続業務及び必要人員				
	現在人員	文書受付	会計事務	外部機関対応・広報	当直・管理
裁判官	-		-		
書記官	-		-		
事務官	14人			3人	

◎ 小倉支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

○ 事件部

【民事部】(地簡裁民事受付センター)

	発生時継続業務及び必要人員			
	現在人員	保全	DV	人身保護
裁判官	8人	1人	3人	-
書記官	6人	2人	1人	1人
事務官	1人	0人	-	0人

【刑事部】

	発生時継続業務及び必要人員		
	現在人員	令状	公判部
裁判官	7人	1人	1人
書記官	20人		2人
事務官	7人		1人

○ 事務局

【庶務第一課】

	発生時継続業務及び必要人員						
	現在人員	文書受付	外部対応	報道・当事者対応	当直関係	法廷等警備	ネットワーク管理等
裁判官	-				-		
書記官	-				-		
事務官	9人				2人		

【庶務第二課】

	発生時継続業務及び必要人員				
	現在人員	設備保守	物品調達修繕	庁舎管理	保管金受払
裁判官	-				
書記官	-				
事務官	18人		2人		2人(うち1人は出納管理又は代理)

○ 検察審査会

	発生時継続業務及び必要人員			
	現在人員	広報事務		
裁判官	-	-		
書記官	-	-		
事務官	3人	1人		

◎ 直方支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	発生時継続業務及び必要人員			
	現在人員	保全	DV	人身保護
裁判官	2人	1人	1人	-
書記官	9人		1人	1人
事務官	5人		1人	0人

◎ 柳川支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員			
		保全	DV	人身保護	訟廷
裁判官	2人		1人		-
書記官	9人			2人	
事務官	6人	2人	(うち1人は出納管理又は代理)		

● 大牟田支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

○ 事件部

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員				
		保全	DV	人身保護	令状	訟廷
裁判官	1人		1人		1人	-
書記官	9人		1人		1人	1人
事務官	3人		0人		1人	0人

○ 事務局

	発生時継続業務及び必要人員			
	現在人員	文書受付	外部対応	保管金受払
裁判官	-		-	
書記官	-		-	
事務官	5人	1人	2人(うち1人は出納管理又は代理)	

◎ 八女支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員				
		保全	DV	人身保護	令状	訟廷
裁判官	2人		1人			-
書記官	8人		1人		1人	
事務官	3人			1人		

◎ 行橋支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員					
		保全	DV	人身保護	令状	訟廷	庶務
裁判官	2人		1人			—	
書記官	12人			2人		—	
事務官	8人			0人		1人	

◎ 田川支部・簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員			
		保全	DV	人身保護	訟廷
裁判官	2人	1人	1人	-	-
書記官	13人		2人		1人
事務官	9人		1人		1人

● 宗像簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	発生時継続業務及び必要人員				
	現在人員	保全	令状	略式	訟廷
裁判官	1人	1人			一
書記官	1人		1人		
事務官	2人		0人		

● 甘木簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員			
		保全	令状	訟廷	庶務
裁判官	1人	1人	—	—	—
書記官	1人	1人	—	—	—
事務官	2人	0人	—	1人	—

⑥ うきは簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	発生時継続業務及び必要人員				
	現在人員	保全	DV	人身保護	訟廷
裁判官	1人	1人	—	—	—
書記官	1人		1人		
事務官	2人		0人		1人

④ 折尾簡裁の発生時継続業務及び必要人員

	現在人員	発生時継続業務及び必要人員					
		保全	DV	人身保護	令状	訟廷	庶務
裁判官	1人		1人				一
書記官	3人				1人		
事務官	4人				1人		

(別紙第4)

